

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国は昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、普段の生活はもとより、学校教育、事業経営等に深刻な影響を受けています。緊急事態宣言や自粛要請によって経済活動が制限され、個人消費は冷え込み、緊急事態宣言等の解除後にあっても再度の感染拡大が懸念されるため、先行きの見通せない状況が続いています。

地域経済の担い手である区内の中小企業や小規模事業者の業況は、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足等により継続的な事業の展開が不透明であるなど、依然として厳しい状況にあります。

また、都心部ではテレワーク等の働き方の変化に伴いオフィス需要の低迷が続き、収益が見込みにくくなっています。

このような状況であっても、千代田区における固定資産の評価額は非常に高い水準が続き、固定資産税の負担が区民の事業継続の大きな障害になっています。

ほかの地域に比べて重い税負担が続く中でも、安心して生活し、働き、次代に未来を託し住み続けたいと願う区民の負担軽減を求める声には切実なものがあります。そのため、固定資産税等の大幅減税が求められています。

東京都では、昭和63年度以降、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年度より負担水準が65%を超える商業地等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置など、地方税法において一定の範囲で地方自治体に認められる裁量を最大限活用する等、独自の様々な特例措置を講じられてきたところです。

千代田区は、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税を要望してまいりました。しかしながら、依然として大都市圏である特別区は地価水準が高く、住宅コストだけではなく、税負担も大きくなっています。こうしたことから、住宅用地の特例率の縮小及び商業地等の据え置きゾーン下限の引き上げや特例廃止が行われた場合、区民及び中小企業・小規模事業者に与える経済的、心理的影響は計り知れないものがあります。

よって、千代田区議会は東京都に対し、納税者が納得できる税額となるよう、国に対して固定資産税の大幅減税措置を働きかけるとともに、下記の事項について強く求めるものです。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和4年度以後も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和4年度以後も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和4年度以後も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年12月9日

千代田区議会議長 桜井 ただし

東京都知事 小池 百合子 殿